

日韓における建造物保存修理の黎明

清水 重敦

- I. はじめに
- II. 建造物修理の基本方針
- III. 修理技術者の系譜
- IV. 黎明期の修理技術比較
- V. おわりに

要 旨 本稿は、日韓両国でおこなわれた黎明期の建造物修理について、修理方針、技術者、修理技術の側面から概括的な比較をおこなうものである。周知の通り、当該期の韓国における建造物修理は日本人により実施されており、政治的観点からの批判的検討を踏まえつつ、ここでは技術的観点からの比較により両国の建造物修理の異同の根源に迫ることを試みた。当該期の建造物修理を比較すると、見えがかりで復原をし、見え隠れで構造強化を施すという基本方針に一致が見られる。ただし、韓国では欠損部分や非木造部分で問題のある処理が多々見られ、かつ地域差を考えない様式的修理の実施により従前の技法、形式が失われるケースがみられた。これは、技術者の組織の不備が原因の一つといえ、修理専門ではない建築家の技師と、修理経験者である数少ない技手との間で十分な意見交換がなされなかったものとみられる。日本では経験例のなかった石造建築修理に特徴的に見られたコンクリートの使用は、当時最新の技術であった鉄筋コンクリート構造をいち早く修理に投入しようとした意識の現れとみられ、日本における見え隠れでの鉄骨補強に通じる。日韓の修理における直接的連関を示唆する本考察からは、今日に通じる、日韓の建造物の特性の差異に基づく「見え隠れ」の意識の差異、そして構造補強についての考え方の差異の根源が見えてくる。

キーワード 建造物修理 構造強化 復原 石造建築 鉄骨 コンクリート

I. はじめに

日韓両国における歴史的建造物の保存修理は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、相次いで開始された。幾度となく指摘されてきたことだが、韓国における建造物修理は、朝鮮総督府により、すなわち日本による植民地政策の中で実施されたもので、そのことが韓国における建造物保存修理の歴史に断絶面を刻み込ませることとなった。韓国において、近年、20世紀前半期における建造物修理の実態についての研究が実を結びつつあるのは、当時修理された建造物が今日再び修理の必要を迎えているという実務的要請以上に、この時期の建造物修理を批判的に乗り越え、建造物修理のあり方を問い直すための客観的な分析が求められてきた時期に至ったことの証左であろうと推察する。

一方、日本においても、日本、韓国両国における戦前期の建造物修理の実態を解明する研究が徐々に形をなしつつある。けれども、両国で実施された建造物修理の関係性について言及したものは、未だ管見に触れない。韓国における建造物修理を主導したのが日本人技術者である以上、両国の建造物修理には、理念、方針、技術各面で共通する部分があったとしかるべきだろう。この考察は、戦前期における日本国内及び日本人技術者による建造物修理の批判的再検証において、これまでに欠けていた題材であるとともに、日本における修理の歴史をより広範な視野で位置づけ直す上で不可欠な作業でもある。

本稿は、戦前期における日韓両国でおこなわれた建造物修理について、修理方針、技術者、修理技術の側面から概括的に比較をおこない、両者の関係を考察するための基礎的な視点の提示を試みるものである。筆者はこれまで日本の建造物修理の歴史を研究してきたため、日韓の建造物修理に関する考察の進捗に大きな開きがある。よって、ここでは日本の建造物修理を元に、韓国のそれを分析するという手順で論を進めたい。

II. 建造物修理の基本方針

1. 日 本

日本近代の建造物修理は、明治29年（1896）に内務省に古社寺保存会が置かれたことを契機に、建築家が関与することで開始された¹⁾。翌30年（1897）には古社寺保存法が制定され、法的担保が取られると、建造物修理は特別保護建造物の認定制度と連動して本格的に展開された。建築家の統括の下、大工出身の現場主任が各修理工事を監督する、という体勢がとられるようになる。

初期の修理の特徴としては、構造強化の重視、外観における復原志向、の2点を挙げることができる。

構造強化 構造強化については、法制定を遡る明治24年（1891）に開始された建築家妻木

よりなか
頼黄による東大寺大仏殿修理計画調査にその起点がある。この調査は、同年に中部地方を濃尾地震が襲い、古建築に関しても構造上の不安が認識されたために依頼されたものであった²。濃尾地震は建築家たちの関心を耐震構造に集中させることとなり、妻木も最大の木造建築である大仏殿の修理計画を立案するにあたり、構造強化の問題としてそれに取り組んでいった。修理の結果、小屋組には鉄骨トラスが入れられ、さらに柱自体にも鉄が挿入されるという大胆な改造が施された（第1図）。

当時の建築家は、古代建築は構造的に未熟であるという認識を諸処で示している。この発展史的構造観も、修理において構造強化を主題に押し上げたもう一つの理由となった。

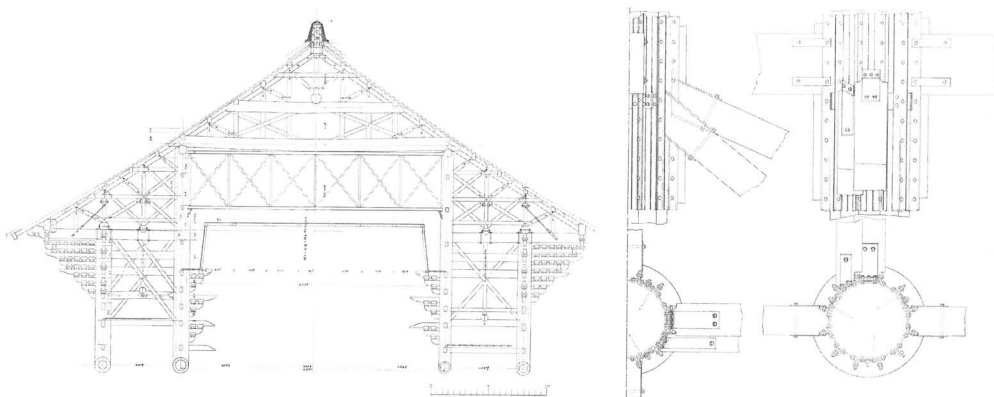
復原志向 監督技師を務めた建築家たちは、当時の建築観の主流をなす歴史主義を学習しており、建築を外観の様式において把握することを基本としていた。歴史的建造物に対しても、自ずから様式としてそれらをとらえることとなり、外観意匠が建築の価値の根幹をなすものとみなされた。

また、明治30年代という時代は、西洋への傾倒に対する揺り戻しの時期でもあり、西洋に対峙しうる東洋ないし日本の古典が求められた。必然的に、古代へと興味が遡行し、歴史的建造物に対してもより古い時代の外観形式への復原が求められることとなった。修理という一見地味な行為に社会的有用性があることを主張するためにも、復原による外観の刷新は不可欠な行為であった。

修理方針の変遷 以上2点の特徴は、概ね戦前期を通して保持されたが、両者の関係は変容を重ねた。戦前期における修理方針の変遷は、① 1897-1920年代、② 1920年代-1934年、③ 1934-1945年の3時期に時代区分することが可能である。

① 1897-1920年代

古社寺保存法下で建造物修理が開始されるに際し、基本的な方針とされたのが、上記の通り構造強化と復原であった。これらの方針は、相反する部分もあるものだが、修理黎明



第1図 東大寺大仏殿明治修理後の小屋組（左）と加鉄柱（右）

期の建築家たちは、見えがかり部分において復原し、見え隠れ部分において構造を強化するという、両者を明確に棲み分ける方法により対処した。この方針においては、見え隠れ部分は大胆に改造されることが多く、唐招提寺金堂では小屋組が洋風のキングポストトラスに変えられた（第2図）。ただし、必ずしも既存の小屋組を軽視してよい、という認識があったわけではなく、建造物本来の小屋組が後世に改変され、価値を失っている場合については、大胆な改造が許される、という方針があったことがうかがえる。ただ技術的蓄積の欠如により、復原といっても明らかな後世付加物を撤去するという形でしか実現できないものであり（第3図）、建物全体の構造、技法を認識した上で詳細に痕跡を調べ復原する、という過程を踏むものではなかった。

② 1920年代-1934年

1920年頃からは、改造痕跡に基づく復原の方法が徐々に認識され始め、見え隠れ部分の尊重も見られるようになってきた。

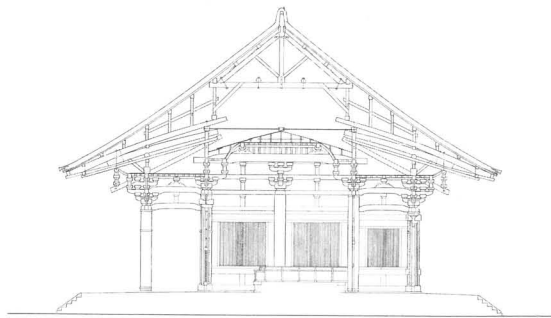
一方では、日光東照宮などの近世建築を中心とする彩色のある建物については、本来の色彩を復原する修理が実施されるようになってきた。これは古代建築である法隆寺東大門、食堂にも適用されていった。

昭和4年（1929）に制定された国宝保存法では、現状変更の規制が法文化され、復原についてもより慎重に取り組む姿勢が見られるようになった。

③ 1934-1945年

昭和9年（1934）に法隆寺昭和大修理が開始され、その中で修理に際しての調査に人員を割くようになり、復原のための技術的方法が確立すると共に、修理工事報告書の刊行が義務化された。

一方、色彩の復原については多くの



第2図 唐招提寺金堂明治修理後断面図



第3図 新薬師寺本堂明治修理における復原（左：修理前、右：修理後）

批判もなされ、以降、彩色修理に関しては種々の方針が入り乱れるようになる。

以上の流れは、復原のための調査レベルを上げることにより、見えがかり復原、見え隠れ補強という、合理的ではあるが両者が乖離した方針を乗り越え、構造強化と復原とを矛盾無く一体化させていく過程であったといえることができる。

2. 韓 国

韓国建造物修理の概要³⁾ 韓国における建造物修理は、明治40年（1907）のソウル崇禮門の工事を皮切りに、大正2年（1913）より本格的に開始された。保存修理に直接関わる法令としては、大正5年（1916）に総督府令として「古蹟及遺物保存規則」が、昭和8年（1933）に勅令として「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」（以下「保存令」と略記）が制定され、建造物の保存修理に法的担保がとられた。とりわけ後者は日本の国宝保存法（昭和4年）の制定を受けて設けられた法令であり、現状変更の規制が明記されたため、建造物修理の内容にも大きな影響を与えた。よって、建造物修理の内容は、「保存令」の制定を境に2時期に区分される。

建造物修理の事務は、宗教担当の部署において取り扱い、工事監督は営繕課等の部署において取り扱った。営繕課では、高等官である2名の技師の下、多数の技手を抱えていたが、あくまでも官庁建築の新築設計が課の主務であり、修理工事の経験技術者は、技手の中に1、2名しかいないというのが現実であった。

昭和8年の「保存令」制定以降、学務局技手小川敬吉の下に多数の修理工事現場監督技術者が置かれ、日本同様の体制が敷かれるようになった。

前期の修理 韓国では木造建築だけでなく、石造建築が多数を占めており、石造の修理において日本との大きな差異がある。修理が開始されて間もない時期には、木造建築と共に石造建築、それも韓国建築史上最重要物件とみなされる諸建築の修理が実施された。

木造建築は明治40年（1907）のソウル崇禮門を皮切りに、平壤普通門（1913）、浮石寺無量寿殿（1916-19）など、多数の修理がおこなわれた。修理方針は初期からほぼ一貫しているようで、解体に及ぶ根本修理の場合、解体後、部材の損傷を繕った上で、再組立する、日本の解体修理と同様の手法が採られた。ただし、再組立に際しては、補強、改造は最小限に留められたようである。しかし、例えば済州島の観徳亭の修理では（1924）、地域的特質である群を抜いて大きな軒の出を切り縮め、半島内同様の形式に改めるという手荒な修理がなされた。

また、基壇等の非木造部では、大きな改変が加えられることがあった。ソウル崇禮門、平壤普通門では、門を城壁から切り離す改変が施されている。

石造建築の修理では、コンクリートが大胆に使用されたことがよく知られており、石窟庵（1912-15）、芬皇寺九重塔（1914）、弥勒寺石塔（1915）の修理において実例が確かめられ

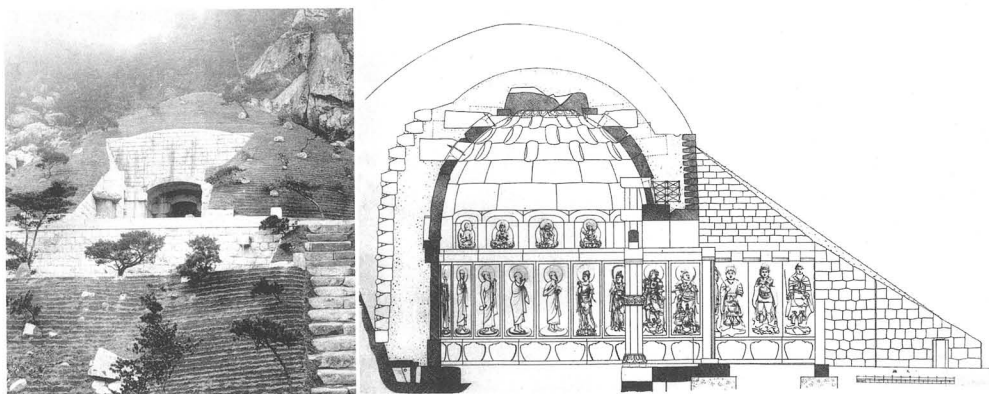
る。中でも、修理直後より批判を浴びたのが、石窟庵の修理である（第4図）⁵。この修理は、1913年に総督府営繕課の技師國枝博が立てた修理計画に従って実施された。國枝は、石窟を解体した上、石窟表面の石材のみを再利用し、裏込めとしてコンクリートを3尺厚で一面に打ち、かつ、天井がない状態の前室に鉄筋コンクリートの天井を架ける、という提案をしている。崩壊寸前の石窟の構造を安定させるための方針と見られるが、以前の裏込め形式を滅失させるなど、かつての形式を不明瞭にさせる負の面も多々生むこととなった。実際の修理工事は、前室の天井を除き、概ね國枝の提案通りに進められ、石窟の落下対策は取られたが、さらに2つの問題が生じた。一つは外観、もう一つは漏水である。外観は、表側の土留めの擁壁として正面ボールド状天井上に切石が積まれ、その上部を櫛形に処理したため、まるでトンネル入口のごとき意匠となった。これが早くも大正年間に批判を浴びることとなる。また、漏水対策の不備と、コンクリートによる気密性の高まりゆえか、苔の発生に歯止めがきかなくなり、保存環境の悪化を招くこととなった。

木造と石造とで、一見、全く関連性のない修理方針が採られていたように見える。これは、一つには関係した技術者の経験によるものと考えられる。

後期の修理 昭和8年の「保存令」制定以降には、人的体勢が整えられ、調査研究に基づく修理が実施されるようになった。修理工事の記録としては、前期の修理時には図面が数枚残される程度が多く、修理前形式の情報、現状変更箇所など、不明な点が多々生じることとなったが、後期には報告書の刊行はなかったものの、各修理担当者において修理内容と調査所見が記録されるようになった。

III. 修理技術者の系譜

日韓の修理方針の関係を考察する上で有効と思われる方法が、修理技術者の系譜を追う



第4図 石窟庵修理後正面写真及び断面図

作業である。韓国に渡った技術者には、日本で経験を積んだ人物が多数見られたので、両国の修理は人を通じて関連していたことが想定される。次に、両国の技術者の系譜を概観していきたい。

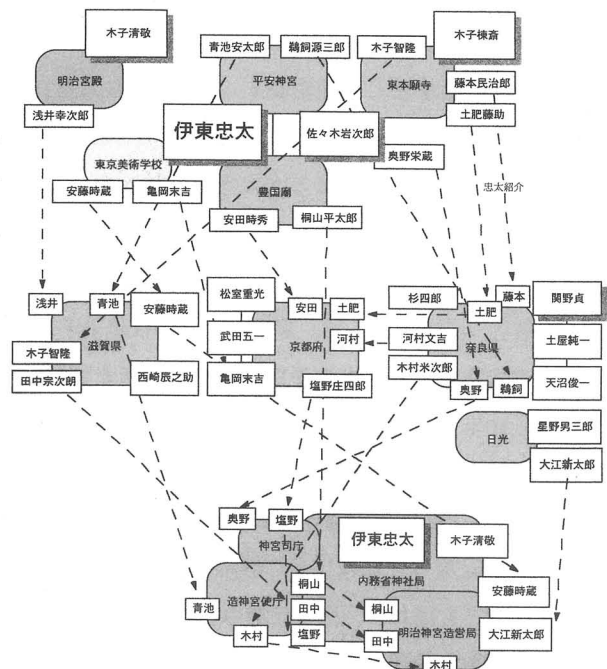
1. 日本⁶

日本では建造物修理開始当初より、監督技師－現場主任（技手）の体制で修理が実施された。特に文化財建造物が集中する京都府、奈良県、滋賀県には、政府任命の府県技師が建造物修理の監督技師を務め、当時の最高水準の建築技術が修理に投入されることとなった。監督には帝国大学出身者を中心とする高等建築教育を受けた建築家が、そして現場主任には大工として経験を積んだ技術者が充てられた。監督としては、奈良県技師を務めた、関野貞^{ただし あまぬましゅんいち}、天沼俊一^{まつむろしげみつ}らの、後に建築史学の専門家となる人物がよく知られているが、例えば京都府技師には松室重光^{まつむろしげみつ}、武田五一^{たけだ ごいち}、亀岡末吉^{かめおかすえきち}、滋賀県技師には安藤時蔵^{あんどうときぞう}など、むしろ新築設計において名の通った人物が多数技師を務めていたことにも注意しておきたい。

一方、現場主任を務めた技手については、主に古社寺保存会委員であった木子清敬^{きこきよよし}、伊東忠太^{いとうちゆうた}の推挙により古社寺保存事業に参画した人物が多く見られた。中でも、明治20年代に京都における東本願寺等の大規模社寺造営に携わるために全国から参集した腕の立つ大工が、京都での仕事が一段落した後の職場として、古社寺保存事業に参画していくケースがよく見られた。大きく見れば、古社寺保存事業は、明治20年代からの京都における大規模な社寺造営事業に引き続く造営事業だったと見ることもできる

（第5図）。

監督技師と現場主任には、以上のような経験を持った人物が就任したため、両者の間には、技術上においても経験上においても大きな断絶があった。それゆえに、初期の建造物修理は、技師の理念と現場主任の経験とのぶつかり合いとなったわけである。日本の建造物修理の方針の変遷は、両者の理念と経験とが徐々にすりあわせられ、一体化していく過程として理解することも可能である。



第5図 日本における修理技術者の系譜

2. 韓 国⁷

韓国における前期の建造物修理は、古蹟調査嘱託の関野貞による助言を受けつつ、朝鮮総督府所属の営繕課技師及び技手により実施された。関野は韓国での滞在時間もごく限られており、助言者としての役割しか果たせなかったようである。

営繕課の技師としては、統監府時代から、國枝 博^{くにやだひろし} (1879-1943) と岩井 長三郎^{いわ いちようさぶろう} の2名が務めており、石窟庵、芬皇寺九重塔、浮石寺無量寿殿等の初期の修理にこれらの技師が関与した。両者はこれまで「土木技師」とされることが多かったが、ともに明治38年(1905)に東京帝国大学工科大学建築学科を卒業した気鋭の「建築家」であった。両者は、大韓帝国度支部建築所顧問であった妻木頼黄^{つま きよりなか}の差配により、赴任したものとみられる。妻木は古社寺保存会委員も務めていた人物であり、彼を通して日韓の建造物修理の情報が繋げられていた可能性が指摘されよう。

國枝と岩井は、日本においては建造物修理の経験がなく、渡韓後に初めて建造物修理に携わった。よって、基本的には営繕技師として歴史的建造物に取り組んでいたはずで、その視点が文化財としての建造物へのまなざしとは言い難いものであったことは否めない。

技師2名の下に多数の技手を擁して営繕組織が成り立っていたのだが、そもそも営繕組織は朝鮮総督府庁舎を初めとする、官庁建築等の設計を主務としており、技手の大多数がそのための要員であった。建造物修理に関与した技手は限られており、関与が確実な人物としては、木子智隆^{き こともたか}と飯島源之助が挙げられる程度で、大正10年(1921)頃より小川敬吉が修理に関与するようになった。

朝鮮総督府技手として明治43年(1910)から大正13年(1924)の間、建造物修理を現場で指導した木子智隆(1865-?)は、京都の著名大工木子棟斎^{き ことうさい}の子息で、明治32年(1899)より長期にわたり滋賀県における古社寺建造物修理の「場所附監督」を務め、建造物修理の経験を十分に積んだ人物であった。ただし、前期においては木子が唯一の修理工事経験技術者であったようである。

小川敬吉(1882-1950)は、東京の工手学校建築学科を卒業後、内務省宗教局において関野貞らの直接指導の下、古社寺建造物の実測調査等に従事し、大正5年(1916)に韓国に渡った。大正10年(1921)に技手に昇格したころから修理工事の現場監督を務めたようで、実務者としての木子と建築家の素養を持つ小川の両者による現場監督体制が整えられた。昭和8年(1933)の「保存令」施行後には、複数の現場を統括する立場に立ち、日本から多数派遣されるようになった修理工事の経験技術者たちを組織した。この頃には法隆寺修理を経験した杉山信三も加わり、当時先端の修理技術が導入されることとなった。

以上、前期と後期とで、営繕組織に大きな変化があったことが理解されよう。前期には、修理経験者が木子一人に限られ、建築家である技師らの指導に拠らざるを得ない面があっ

た。必然的に、木子の関与の有無、あるいは木子が得意とする木造とそれ以外の構造との間で、修理工事の質に隔たりが生じたことが想定されよう。

後期には、技術者が日本の建造物修理現場で経験を積んだ人物で占められるようになった。日韓の建造物修理技術者の人事が、内務省、後には文部省により一括して差配されていたことがわかる。よって、両者は技術的にも一連の枠組みの中にあったことになる。

このことが一面では、韓国における一部の建造物修理を、日本における修理に先立つ実験場として位置付けるといった日本人本位の行為を生んだ、との評価がなされていることを、筆者も否定するものではない。しかしながら、他方では特に後期において、経験を積んだ技術者が韓国に渡り、また日本国内の修理に関する情報交換も盛んであったため、修理工事に一定の質が保たれたことも挙げられよう。

IV. 黎明期の修理技術比較

以上を踏まえ、日韓における初期の文化財建造物修理技術を比較していきたい。

韓国における黎明期修理の問題点 韓国における修理で、特に批判の対象とされてきたものは、石造、木造を問わず前期の修理に集中している。これは修理担当の営繕組織の問題によるところが大であろう。経験の浅さに比して、扱った建造物が韓国建築史中でも特に重要度の高いものであることは、当時の総督府の保存方針の性急さを示している。より小規模か、あるいは難易度の低いものからはじめ、徐々に高度なものへと展開していくという手順を踏まなかったことで、多くの問題を引き起こすこととなった。

また、全体に記録作成が徹底されていないことは、これまでに指摘されてきたとおりである。日本では、報告書出版の開始される昭和初期以前には、文章による記録の代わりに、図面を多数作成することによって記録とする、という考え方があった。もちろん、文章による記録がなければ、修理による知見や現状変更箇所の旧状などの伝達に限界があるが、貴重な情報となることは言うまでもない。その点、韓国の修理では、残存図面の数が限られており、修理前の情報が多く失われたことは悔やまれるところである。

木造と石造の関係 韓国では、木造と石造とが並立するところに日本との大いなる違いがある。木造と石造の修理には、当然使用する材料に違いがあるため、修理方法に大きな違いがあるように考えがちであるが、実際には修理の考え方に共通性が見られるように思われる。例えば、弥勒寺石塔の修理は、補強が露出した稀有な例であるが、正面を見えがかりとみなし、背面を完全に切り捨てた扱いは、見えがかりと見え隠れの関係になぞらえることも可能かと思われる（第6図）。すなわち、木造、石造ともに、見えがかりにおいて現状維持ないし復原をし、見え隠れにおいて構造強化を施す、という考え方を遵守して修理が為されていたと捉えることができそうである。

木造建築に関しては、大きな現状変更を施さず
に修理をしようとした傾向が見られる。しかしな
がら、観徳亭の修理において元来の大きな軒の出
を切り縮めたことには、補強を見え隠れで処理す
るという当時の日本の修理方針のアプリオリな適
用と、その限界が見えている。韓国建築において
は、日本建築のような野小屋が存在せず天井が張
られることも少ないため、見え隠れ部分が限定さ
れており、補強材を大規模に挿入する空間が確保
しづらい。日韓のこの相違ゆえに、日本と同一の
方針を適用した場合に方法上の無理が生じる事例
が生まれた、と考えることも可能かもしれない。
このことは逆に、日韓における修理の間に気付き
にくい本質的な差異があることを示唆する。



第6図 弥勒寺石塔修理後

復原の方針 韓国においては、復原は見えがかり部分に限定されており、見え隠れ部分
の復原は考慮されないばかりか、形式保存も考慮の埒外に置かれていた。とはいえ、この
方針は日本における復原方針と完全に軌を一にするもので、歴史主義建築観に基づき、か
つ建造物修理の社会的ないし政治的影響力を意識した方針であった。ただ、実際には部分
的な復原はなされたものの、現状維持を基本方針としたもののようである。

外観に関する問題は、欠失した部分を補填する場面において現れた。そこでは一定した
方針が持たれなかったためか、種々の表現が噴出することとなった。石窟庵の正面部では、
被覆土の土留めを、上部を櫛形に揃えた切石積みとし、一方、弥勒寺石塔では背面をコン
クリート剥き出しにした仕上げとするなど、共通した方針よりも場当たりの一回性を感じ
ざるを得ない面がある。

コンクリートの使用 コンクリートという材料の使用については、日本の建造物修理で
は同様の使用例がないため、その文脈からは説明のつかない事象である。ただ、基礎だけ
に限れば、日本においても明治33年（1900）の御上神社本殿（滋賀県）の修理において使用
事例が見られ⁸、文化財修理においてもコンクリートが場所によっては使用可能という認識
があったことはうかがえる。

しかし、躯体への使用については事例を見出すことができず、むしろ一般建築における
コンクリートの使用との関係を見る必要がある。ここで再度注目しておきたいのが、石
窟庵の前室天井である。國枝は、大正2年（1913）立案の修理計画において、ここに鉄筋コ
ンクリートの天井を架ける案を提示したが、当時、日本では、鉄筋コンクリートは試みら

れて間もない最新工法であった。土木分野では先行していたものの、建築家が研究を始めたのは明治38年（1905）頃からで⁹、総鉄筋コンクリート造の建築物は、明治44年（1911）の横浜三井物産ビル（遠藤於菟設計）が最初だった。

翻って國枝による石窟庵修理計画を見ると、前室に鉄筋コンクリート天井を架ける案は、当時の建築家が最新の課題として取り組みつつあった工法をいち早く歴史的建造物修理に応用しようとしたものと見るができるかもしれない。けれども、この天井は架けられなかった。鉄筋コンクリート研究の日が浅く、國枝自身もほとんど施工経験が無かったはずで、あるいは技術的観点から、経験の浅い手法を避けた結果かもしれない。結果として、石窟庵正面はトンネル入口のごとき奇妙な意匠が施されたわけだが、これも本来計画されていた前室天井が工事途中で計画変更された結果、まるでそこを削り取ったかのようなデザインとせざるを得なかった、と考えることも可能かと思われる（第4図）。

石窟庵をはじめとする、コンクリートを使用した修理は、現状維持のための方法としては一理あるものと見られるが、旧状を滅失させ、回復不能な状況をもたらした部分については厳しく糾弾されるべきものだろう。ただ、これを構造強化のための別種の材料の使用としてみれば、その方針は鉄を多用した東大寺大仏殿の明治修理とも繋がってくる。大仏殿では、見えがかりを復原し、見え隠れにおいて既存の木造小屋組を撤去し、鉄骨トラスを挿入するという改造がおこなわれた。補強は小屋裏のみならず、柱自体にも及んでいる（第1図）。大仏殿の修理方針に妻木が深く関与していたことを考えると、妻木を中心とする建築家の人脈の中で、韓国における石造建造物修理と日本の大規模木造建築の修理とは、情報が共有されていたとも考えられる。

V. おわりに

韓国における建造物修理が、日本の技術者により日本の同時代の方針がそのまま持ち込まれて実施されたものであることが、ここに改めて明らかとなったことと思う。また、石造建築におけるコンクリートの使用についても、最新の技術の応用として見れば、日本における修理と技術的な根が共通していた、と見ることができる。

このことは、一面では、日本での考え方を無批判に韓国に適用したことを露わにするものでもある。建築的特性の差異を考慮しないこうした行為こそが、この時代の修理に対して今日の我々が批判的に見つめ直すべき点であることは言うまでもない。

ただ、当時の修理において、今日に継承しうるものがあったかもしれない、という目で見ること無駄ではなかろう。韓国と日本の建築には、多くの共通性がありながらも、必ずしも同一の修理方法を適用し得ない差異が存することも、以上の考察は露わにする。木造建築に関していえば、野小屋の有無が、見え隠れにおける処理の考え方の差を生み、ひ

いては構造補強の手法、材料等に、我彼の根本的な考え方の差を生んだのではないかと、ということを考えさせられるのである。

過去の修理の考え方の把握は、今後の修理のあり方を見直す上で、情報の点でも、哲学の点でも不可欠である。本稿が、日韓における建造物保存の比較研究において、なんらかの足掛かりとなりうることを願う。

註

- 1 日本の建造物修理方針の変遷については、鈴木嘉吉「法隆寺修理」(『近代日本建築学発達史』丸善、1972年)、服部文雄「建造物の保存と修理」(『仏教芸術』139、1981年)、新建築学大系編集委員会編『歴史的建造物の保存(新建築学大系50)』(彰国社、1999年)、拙稿「解体修理－日本の建造物修理における伝統と近代の相克」(『月刊文化財』462、2002年)を参照。
- 2 東大寺大仏殿の明治修理の経過については、山崎幹泰「東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について」(『日本建築学会計画系論文集』535、2000年)に詳しい。
- 3 韓国における建造物保存修理事業については、田中禎彦「20世紀前半の朝鮮総督府による朝鮮の歴史的建造物の調査保存事業について」(『日本建築学会計画系論文集』594、2005年)、姜賢「日帝強占期文化財建造物保存－文化財建造物保存制度の整備と修理工事の開始」(『第3回日韓文化財建造物保存協力協議会(日本大会)の記録』(文化庁文化財部建造物課、印刷中)を参照した。
- 4 保存に関わる法令における建造物の扱いについては、広瀬繁明「初期の朝鮮建築・古蹟調査とその後の<文化財>保護」(『考古学史研究』10、2003年)に詳しい。
- 5 石窟庵修理については、『石窟庵修理工事報告書』(文教部文化財管理局、1967年)を参照した。
- 6 日本における初期の建造物修理技術者の系譜については、拙稿「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」(『日本建築学会計画系論文集』558、2002年)においてまとめている。
- 7 韓国における修理技術者の系譜については、拙稿「技術者の系譜からみた日韓の初期文化財建造物修理技術」(『第3回日韓文化財建造物保存協力協議会(日本大会)の記録』文化庁文化財部建造物課、印刷中)に論じている。
- 8 戦前の建造物修理の実態については、『木造建造物の保存修復のあり方と手法』(奈良文化財研究所、2003年)に詳しく論じられている。
- 9 『建築雑誌』における鉄筋コンクリートに関する本格的な論文としては、柴垣鼎太郎「鉄筋コンクリートに就て」(『建築雑誌』219号、1905年)が早く、以降、妻木頼黄によるアメリカの規定の翻訳紹介や、佐野利器、三橋四郎らの論文が掲載され、明治44年の横浜三井物産ビルに総鉄筋コンクリート構造として結実する。

挿図出典

第1図：『国宝東大寺金堂(大仏殿)修理工事報告書 図面』(東大寺大仏殿昭和大修理修理委員会、1980年)、第2図：奈良県所蔵建造物図面(保存図)、第3図左：奈良県所蔵建造物ガラス乾板、右：奈良市写真美術館蔵工藤利三郎撮映ガラス乾板、第4図：『朝鮮古蹟図譜』第五冊(朝鮮総督府、1917年)・第6図：『記録으로 보는 弥勒寺1400년』(彌勒寺址遺物展示館、2004年)

韓日에서의 建造物 保存修理의 黎明

清水重敦 (시미즈 시게아츠)

요 지 본고는 韓日 양국에서 이루어진 黎明期の 건조물 수리에 대하여 수리 방침, 기술자, 그리고 수리 기술 등의 측면으로 개괄적으로 비교한 것이다. 이미 알려진 바와 같이 해당기의 한국 건조물 수리는 일본인에 의해 실시되었다. 정치적 관점에 선 비판적 검토에 주의하면서도 본고에서는 기술적 관점에서 비교함으로써 양국의 건조물 수리에 보이는 異同의 근원에 접근하려고 했다. 해당기의 건조물 수리를 비교하면 눈에 보이는 부분(見えがかり)을 복원하고, 눈에 보이지 않는 부분(見え隠れ)에서 구조강화를 실시한다는 기본방침에 일치한 점이 보인다. 다만 한국에서는 결손 부분이나 非木造부분에서 문제가 있는 처리가 많이 보이며, 또 지역적인 차이를 고려하지 않는 양식적 수리가 실시되면서 기존의 기법, 형식이 상실되었을 경우가 있었다. 이것은 기술자 조직의 不備가 원인의 하나라고 할 수 있으며, 또한 수리 전문가 아닌 건축가 기사와 소수의 수리 경험자인 技手 사이에서 충분한 의견 교환이 이루어지지 않았던 것으로 생각된다. 일본에서는 경험예가 없었던 석조건축 수리에서 특징적으로 콘크리트를 사용한 것은 당시 최신 기술이었던 철근 콘크리트 구조를 재빨리 수리에 투입하고자 한 의식의 발로라고 생각된다. 이 점은 일본에서 눈에 보이지 않는 부분에 사용한 철골보강과 통한다. 韓日 수리의 직접적인 관련을 시사한 본 고찰로부터는 오늘날에 보이는 韓日 건조물의 특성 차이에 근거하는 눈에 보이지 않는 부분에 대한 의식 차이, 그리고 구조보강에 대한 사고방식 차이의 근원이 보인다.

키워드 : 건조물 수리, 구조강화, 복원, 석조건축, 철골, 콘크리트

The Dawn of Architectural Preservation and Restoration in Korea and Japan

Shimizu Shigeatsu

Abstract : In this paper I examine repair works of historic buildings in the early stages in the first half of 20th century in Korea and Japan, in the light of technicians, techniques, and ethos of repair. In this period, the preservation of Korean historic buildings were carried out by Japanese. I try to explain the technical difference of repair between Korea and Japan with critical review of historical and political background. A same principle was observed in both countries that while visible parts were restored to their original states, hidden parts were remodeled for reinforcement; however, some inadequate fixings were observed at some defective parts and non-wooden parts in Korean historic buildings. Other cases were observed that stereotypical restorations were carried out ignoring variety of local styles only to lose traditional techniques and forms. These failures were due to insufficient organization of technicians; it is likely that exchange of opinions was not enough between architects who were not necessary specialists of repair and limited number of expert engineers for repair. Reinforcement by concrete was notably observed at stone building repair works, which was not a familiar manner in Japan. This reflects the idea of technicians ahead of the time to adopt the latest technology of reinforced concrete, and this relates to the adoption of reinforcing steel at hidden parts in Japanese historic buildings. In this paper the comparative study of architectural preservation and restoration in Korea and Japan reveals the difference of concepts of “hidden parts” reflecting the characteristics of historic buildings in both countries and the difference of perspectives on structural reinforcement.

Keywords : architectural preservation and restoration, structural reinforcement, restoration to the original state, stone building, steel reinforcement, concrete